

2021年3月19日

課外活動団体各位

学生生活支援部

【重要】緊急事態宣言解除後の課外活動について

神奈川県を含む1都3県の緊急事態宣言について、政府は、3月21日で解除することを決定しました。

緊急事態宣言の解除を受け、本学の課外活動については、緊急事態宣言発出前の状態（2020年10月29日付「【重要】学外における課外活動の再開要件の緩和について」）に戻すこととし、「公式戦が直近に予定されている場合、イベント実施等のため活動再開の必要性が高いと団体が判断する場合に限り、学外における活動を再開する。」ことといたします。

団体内で活動再開の必要性が十分に高いと判断された場合、下記の記載内容及び大学が定める感染防止ガイドラインを確認し、適宜申請するようにしてください。

学内における活動再開が可能となるよう現在検討を重ねておりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

記

- 対象団体

全ての公認団体／準公認団体

※重点強化部については、スポーツセンターの指示に従ってください。

- 活動再開に係る手続き

(1) 活動再開の必要性が十分に高いと判断された場合、「大学公認団体の学外における課外活動の再開に伴う新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止のためのガイドライン」の記載内容を確認し、部内で活動再開に際しての事前準備を行ってください。

(2) 感染防止のための事前準備を十分に行い、活動を再開できると判断できた団体については、活動再開にあたっての「誓約書」と「大会参加申請書」または「イベント等実施申請書」の2書類を作成し、所属キャンパス学生課宛に提出してください。なお、「誓約書」は学生代表及び部長・顧問等の責任者、双方からの提出が必要となります。それぞれにおいて「誓約書」を作成し、所属キャンパス学生課へ提出するようにしてください。

【提出先】

横浜キャンパス kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp

湘南ひらつかキャンパス kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp

《本件に関するお問い合わせ》

学 生 課 : kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp

平塚学生課 : kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp